

洛西タウンセンター広場等の再整備に係る測量及び基本設計業務委託に係る 簡易公募型プロポーザル 募集要項

洛西ニュータウンは、まちびらきから40年以上が経過し、少子高齢化の進行や公共空間の老朽化等により地域の活力が低下している。

こうした背景を基に、本市では、洛西ニュータウン内の公共空間の利活用の方向性を示した「洛西グランドデザイン2033（以下「グランドデザイン」という。）」を令和5年度に策定し、タウンセンター内の広場や公園等の公共空間を拠点とした洛西ニュータウンのまちづくりの機運を高めていくための取組を進めている。

令和6年度には、市民協働によりタウンセンター内の公共空間を積極的に活用していくプロジェクト「洛西 PUB. LAB.」を開始し、グランドデザインのバージョンアップを図るとともに、タウンセンター内の広場等の再整備構想（以下「整備構想」という。）を策定したところである。

本業務は、整備構想に基づき、別紙に示す委託仕様書のとおり、タウンセンター内の広場等の再整備に係る測量及び基本設計を行うものである。

本プロポーザルでは、現地における住民参加型のワークショップ（社会実験）を行いながら、グランドデザイン及び整備構想の理念を具体的な設計案に落とし込むべく、最適な実施体制の確保及び課題に対する技術提案が必要であるため、簡易公募型プロポーザル方式による募集を行うものである。

1 業務の名称

洛西タウンセンター広場等の再整備に係る測量及び基本設計業務委託

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙1に示す仕様書のとおり

(2) 業務の期間

契約の日から令和8年3月31日（火）まで

(3) 業務の規模及び契約金額の上限

本業務の規模は、19,965千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）程度の業務量を想定しており、契約金額の上限も同額とする。

(4) 受託希望金額の提示

仕様書を基に受託希望金額を提示すること。

(5) 支払い条件

委託料は、次に掲げる条件で支払う。

①前金払

請負代金の30%以内とする。

②完了払

業務完了後、受託者からの請求に基づき支払う。

(6) 成果物の納品先

(7) 業務の再委託

包括的な業務の再委託については認めない。個別の業務の再委託については、事前に京都市と協議を行い、京都市の文書による承認を得なければならない。

3 参加資格

本公募を開始した日の前日時点で、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。また、本公募は単体企業に加え、共同企業体の参加も認める。

- (1) 本公募に参加しようとする者（共同企業体である場合はその代表者）は京都市契約事務規則（以下「規則」という。）第4条第2項に規定する一般競争入札有資格者名簿（京都市競争入札参加有資格者名簿（測量・設計等）における登録種目が土木設計であるもの）に登載されている者であること。
- (2) 本公募に参加しようとする者（共同企業体である場合はその代表者及び構成員）は、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項に規定する競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 次のア～ウに掲げる技術者を配置すること。

ア 管理技術者

契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行う管理技術者として、自社（共同企業体である場合はその代表者）の社員であって、次のいずれかの資格を有し、過去に広場や公園等の屋外空間（公開空地や屋上庭園等を含む。）の整備に係る設計業務の実務経験を有する者を配置すること。ただし、管理技術者は、照査技術者及び設計担当技術者を兼ねることができない。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設-都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- ・RCCM（造園部門又は都市及び地方計画部門）
- ・登録ランドスケープアーキテクト
- ・一級造園施工管理技士

イ 照査技術者

成果物の内容について技術上の照査を行う照査技術者として、次のいずれかの資格を有している者を配置すること。ただし、照査技術者は、設計担当技術者を兼ねることができない。

- ・技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設-都市及び地方計画）
- ・技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）
- ・RCCM（造園部門又は都市及び地方計画部門）
- ・登録ランドスケープアーキテクト
- ・一級造園施工管理技士

ウ 設計担当技術者

広場及び公園の土木構造物の設計及びランドスケープデザイン等を行う担当技術者として、過去に広場や公園等の屋外空間（公開空地や屋上庭園等を含む。）の整備に係る設計業務の実務経験を有する者を配置すること。

- (4) 本公募に参加しようとする者（共同企業体である場合はその代表者）は、本業務と同種又は類似の業務について受託実績があること。ただし、本業務のプロポーザルの公告の日前10年以内に業務を完了したものに限る。

同種業務：広場や公園等の屋外空間（公開空地や屋上庭園等を含む。）の基本計画又は基本設計業務

類似業務：広場や公園等の屋外空間（公開空地や屋上庭園等を含む。）の利活用に関する業務又は整備構想の策定業務並びにこれらに準じる業務

4 応募手続

(1) 提出物

ア 参加希望申出書

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

- ・ 参加希望申出書（第1号様式）
- ・ 業務実績調書（第2号様式）

本業務と同種又は類似する業務の実績で直近10年以内（平成27年度以降）に業務を完了したものを記載すること（最大2件）。

- ・ 配置技術者調書（第3号様式）
- ・ 配置技術者の資格を証する書類の写し

イ 技術提案書等（第4号様式から第8号様式まで）

- ・ 提案書（第4号様式から第7号様式まで）
- ・ 見積書（第8号様式）

※ 提案書等において求める内容は、6(2)評価項目も参照のこと。

(2) 提出部数

- ・ 原本：1部提出（A4判タテ型）

※ 持参、郵送又は信書便（当日消印有効）

- ・ 副本：原本をPDF形式に変換し、電子メールで送信

※ 電子メール送信後、当日午後5時までに必ず着信の確認を行うこと。

(3) 提出方法

郵送又は持参による。なお、郵送による場合は、配達の確認を電話にて行うこと。

(4) 提出期間

令和7年4月4日（金）から令和7年4月25日（金）午後5時（必着）

※ 持参の場合は、京都市の休日を定める条例第1条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く日の午前9時から午後5時までとする。
ただし、正午から午後1時までを除く。

(5) 提出先

京都市都市計画局住宅室住宅政策課（担当 小谷、前波）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488（分庁舎）

電話（075）222-3666

電子メールアドレス newtown@city.kyoto.lg.jp

(6) その他

「洛西グランドデザイン2033」「洛西タウンセンター広場等再整備構想」の閲覧を希望する場合は、上記(5)の連絡先に個別に連絡すること。

5 募集に関する質疑

(1) 質疑の方法

本要項に関する質疑は文書（様式自由）による（必ず電話による受信確認を行うこと。）。

ア 提出期限：令和7年4月11日（金）午後5時（必着）

イ 提出方法：電子メール又は持参による

ウ 提出先：上記「4(5)提出先」と同じ

(2) 質疑に対する回答

全ての質問及び回答については、令和7年4月16日（水）午後5時までに、京都市ホームページにおいて公開することとする。

◆本プロポーザルのホームページアドレス

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/page/0000325851.html>

回答は、この要項と一体のものとして、要項と同等の効力を有するものとする。

6 受託候補者の選定

提出された提案書に基づき、参加者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定する。

(1) 選定方法

下記(2)に掲げる評価項目及び評価事項について採点し、提案の順位を決定する。このうち第1順位の提案を行った提案者を受託候補者として選定する。

ただし、受託候補者選定委員会が、本業務を実施し得る能力に満たないと判断した場合、受託候補者を選定しないことがある。

(2) 評価項目

別紙2参照

7 選定結果の通知

(1) 選定の結果は、令和6年5月7日（水）までに、応募者へ書面で通知する。

(2) 選定結果についての説明を、(1)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に、書面で求めることができる。

これへの回答は、前述の書面を受領した日から休日を除く7日以内に、書面で行う。

(3) 受託候補者の選定後、選定の結果（参加者数、選定された事業者名、評価点及び選定理由）を5(2)に記載する京都市情報館において公表する。

8 応募上の留意点

- (1) 提案は1者につき1つとする。複数の提案は認めない。
- (2) 技術提案書の作成及び提出に掛かる費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における技術提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出された技術提案書は、返却しない。
- (5) 提出された技術提案書について、情報公開請求を受けた場合は、受託候補者の選定後に、請求者に公開することがある。ただし、京都市情報公開条例第7条の各号に該当するものは非公開とする。
- (6) 提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、提案の選定の公表等必要な場合には、提案書等の内容を京都市が無償で使用できる。
- (7) 提案書等の提出後、提案を辞退する場合は、辞退届（様式任意）を提出すること。
- (8) 書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (9) 契約後、技術提案書に記載された配置担当者は、病気、死亡等の特別な場合を除き、変更できない。
- (10) 次に該当する技術提案書を提出した場合は、失格となる場合があるため、注意すること。契約後に判明した場合は、契約を取り消すことがある。
 - ア 虚偽の記載があると認められるとき
 - イ 提出方法、提出先及び提出期限が、指定された方法と異なるとき
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
 - エ 記載内容が各様式の留意事項に適合しないとき
 - オ 記載すべき事項以外の内容が記載されているとき
- (11) 本プロポーザルにおいて知り得た内容については、契約の有無を問わず、何人にも漏らしてはならない。
- (12) 受託候補者の選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合、失格となることがあるため、注意すること。

9 契約の締結

京都市は、受託候補者と契約に関する協議を行い、契約を締結する。なお、受託候補者との協議が整わない場合、京都市は次点の提案者と順次契約に関する協議を行う。

10 問合せ先

上記「4(5)提出先」と同じ。